



請求に心当たりがなければ、応じる必要はありません

内容を確認するためや支払い意思がないことを伝えるためであっても、一切連絡をしないようにしましょう。電話をかけると、電話番号が知られたり、言葉巧みに個人情報聞き出される可能性があります。また、かえって何度も請求の手紙が来るようになることもあります。

迷ったときには、消費者相談機関にご相談を

昨今、インターネット取引などの通信販売やクレジットカード決済などの普及により、代金を現金で支払わない場合も増えていきます。そのため、正しい請求書との区別がつかないなど、気になる場合には、手紙に書かれた連絡先に連絡する前に、市の消費生活相談室などの相談機関に相談してみましょう。

また、国民生活センターでは「架空請求に関する相談件数が多い業者名」をホームページで公表しています。参考にしてください。

● 国民生活センターホームページ
http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/kakuseikyuu_list.html (消費者センターホームページからリンクもしています。)

<http://www.shohi.sl-plaza.jp/alacarte/index.html>

増える不当請求・架空請求

架空の債務の通知をし、指定口座にお金を振り込ませる「不当請求・架空請求」も、横行しています。

手紙の差出人は「法務大臣が許可した債権回収会社」などと名乗り「譲渡を受けた債権を法律に基づいて回収している」などとして、公的機関の関与や法律上の根拠などを印象付けます。そして、支払わなければ「裁判になる」、「自宅に集金に行く」などの脅し文句を並べ「至急」や「最終期限〇月〇日」という表示で、受け取った人を焦らせます。

ところが、肝心の請求内容はいまいで、請求金額、請求の明細、振込み先口座など支払い手続きに必要な情報がありません。

このような手紙に、どう対処すればよいのでしょうか。

※最近、区役所の名をかたり、預金口座の番号や家族構成などを聞き出そうとする電話が増えています。不審な場合は区役所にご確認ください。

消費者相談機関のご案内

- 札幌市消費生活相談室
 北区北8西3 札幌エルプラザ2階
 ☎728-2121 (月～金曜午前9時～午後4時30分)
- 北海道経済産業局消費者相談室
 北区北8西2 札幌第1合同庁舎5階
 ☎709-1785 (月～金曜午前10時～正午、午後1時～4時)
- 北海道立消費生活センター相談部
 中央区北3西7 道庁別館西棟2階
 ☎271-0999 (月～金曜午前9時～午後4時30分)



札幌市消費生活相談室相談コーナー



そもそも債権譲渡とは？

- 民法第467条では、売買代金債権などの指名債権の譲渡に関して、譲受人が債務者に対して債権を主張するためには、譲渡人(元の債権者)から債務者に債権譲渡を通知すること、または債務者が承諾することが要件とされています。したがって、債務者の知らないうちに債権が譲渡され、第三者から支払いを請求されることは、法律上ありません。
- 債権の管理回収は法律事務とされており、報酬を得る目的で法律事務を行うことができるのは、弁護士と法務大臣の許可を受けた株式会社だけです。債権管理回収会社が譲り受ける債権は、主に金融機関の貸付債権で、出会い系サイトやアダルトサイトの利用料金を回収する会社は許可されていません。(参考)法務省のホームページ<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUSEI/chousa19.html>